

平成24年7月27日

独立行政法人住宅金融支援機構  
理事 五十川 毅 殿

一般社団法人全国銀行協会  
専務理事 和田 耕志

### 住宅融資保険の取扱いに関する要望について

現在、債務者から私的整理ガイドラインにもとづく債務整理開始の申出があった場合、貴機構が行う住宅融資保険における保険事故として取り扱うためには、住宅融資保険約款に規定する保険事故要件を充足する必要があることとされております(注)。

一方、私的整理ガイドラインによる債務整理の申出が可能である事例のなかには、住宅融資保険約款に規定する保険事故要件のいずれにも該当しない場合が想定され、この場合、金融機関は、債務整理の申出の時点では、住宅融資保険の保険金を請求することができないこととなります。

しかしながら、住宅融資保険は、民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に金融機関に保険金を支払う制度と認識しており、この趣旨に鑑みれば、私的整理ガイドラインにもとづく債務整理の申出についても同保険の保険事故の対象とされるべきと考えられます。

つきましては、貴機構が行う住宅融資保険の取扱いに関し、下記のとおり要望いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

「私的整理ガイドラインにもとづく債務整理開始の申出がなされた場合」を、貴機構が行う住宅融資保険の保険事故の対象に追加していただきたい。

以 上

(注)平 23.8.15 付、住機保発第 230 号 (企)「住宅融資保険にかかる「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」への対応について (通知)」の記 1 (2)ア参照。